

平成29年度法人本部事業報告

はじめに

中期計画の重度障害者地域生活支援の拠点となるグループホーム建設は、清瀬療護園、くるめ園、まりも園の財政協力により平成30年1月に開設しました。また、法人の沿革とコンプライアンスの理解を通して法人業務改革に繋げる基礎研修も受講者数は増えましたが、研修の効果を引き出す努力は不十分でした。

平成27年度から事業計画の目標を重点課題に絞り、職員に事業計画を意識させる試みを始め、29年度は、社会福祉法人改革の趣旨に沿って事業計画の共通目標の柱を5つ立て、法人として共通の課題を明確にし、施設・事業所一体となって地域福祉の中核的担い手を目指す方針を立てました。施設・事業所で具体的に利用者の様々なニーズに対応することと財政の健全化の目標に取り組みましたが、取り組みに温度差があり、全体としては不十分でした。

1 法人本部事業執行状況

1) 理事会・評議員会等主な会議の開催

理事会

	開催月日	出席者	主な議題
第1回	29.04.20	理事 7 監事 1	定款細則の改正、組織規程、経理規程の改正、幹部職員任用規定の制定、まりも園の園長の選任
第2回	29.05.18	理事 7 監事 2	事業報告及び計算書類の承認、社会福祉充実残額及び充実計画の承認、組織規程の改正
第3回	29.06.06	理事 7 監事 2	役員等報酬規程の改正、理事及び監事の報酬総額の設定、評議員会への役員候補者推薦
第4回	29.06.24	理事 7 監事 1	理事長及び業務執行理事の選出、まりもビルの改修、定款の変更
第5回	29.07.11	理事 6 監事 1	くるめ園・まりも園常勤職員給与規程等の改正、補正予算、積立金取崩、理事業務の分担、
第6回	29.09.29	理事 6 監事 1	組織規程改正、旅費規程制定、補正予算、積立金取崩、理事の業務分担
第7回	29.11.25	理事 6 監事 1	作業所の事業廃止と基本財産等の譲渡、定款変更 旅費規程の制定、育児・介護休業に関する規則改正、のびろ、
第8回	30.1.30	理事 8 監事 0	就業規則、組織規程の改正、カーサ・マリモの施設長選任、補正予算、積立金取崩
第9回	30.3.26	理事 8 監事 2	平成29年度補正予算、積立金取崩、平成30年度事業計画及び予算、非常勤職員就業規則改正、清瀬療護園及びまりも園の昇格基準、外国人技能実習生の試験的受入、

			空調熱源器リース契約に関する入札、清瀬療護園建物管理の契約更新、経理規程改正、カーサ・マリモ建物管理業務委託契約、まりも園園長の退任及び選任
定款第26条第2項による決議	30.3.9	理事 8 監事 2 (書面で全員賛成)	のびろ作業所の事業廃止と基本財産等の譲渡の取下げ、※のびろ作業所の資産の無償譲渡ができないことが判明したことにより、のびろ作業所ののびろ福祉会との統合を中止した。

評議員会

	開催月日	出席者	議題
第1回	29.06.24	評議員 8	事業報告、決算書類（決算書類及び財産目録）、社会福祉充実残額、役員（理事・監事）の選任、理事及び監事の報酬総額の設定、役員等報酬規程の改正
第2回	29.12.10	評議員 8	のびろ作業所の事業廃止と基本財産等の譲渡、定款変更（のびろ作業所の建物を資産から削除、カーサ・マリモの建物を資産に追加）
第3回	30.3.25	評議員 7	のびろ作業所の事業廃止と基本財産等の譲渡の取下げ 定款（資産からのびろ作業所の建物の削除は中止）

経営会議・施設長会議

会議名	開催	審議事項
経営会議	毎月	重点課題の進捗状況の確認、事業収支の分析 (理事会審議事項以外の主な事項) 法人の運営、常勤職員採用のルール作り、職員異動の基準実施基準、就業規則の統合化の取り組み、外国人技能実習制度の取り組み
施設長会議	毎月	リスクマネジメント会議を併せて行っている。 常勤職員採用のルール化、自転車通勤者の損害保険の検討、利用者の尊厳及び支援に関するアンケートの実施

理事会及び評議員会で決議された主な規則・規程

規則・規程名	改正月	内 容
定款	12月	カーサ・マリモの事業開始による資産(建物)を追加した。※理事会で審議し、評議員会で議決した。
定款細則	4月	定款改正に基づいて理事会・評議員会の開催に関すること及び理事長の専決事項を整理した。
組織規程	4月	定款改正及び福祉法改正の趣旨に沿って、理事長の専決権の受任、本部事務局の所管業務などを整理した。

	9月	介護職の組織単位を10名以下とし、管轄者である主任が職員の業務管理や教育に目が行き届く体制づくりを定めた。
	1月	カーサ・マリモの事業開始により関連事項を一部改正した。
経理規程	5月	社会福祉法の改正による決算関係書類の整理及び社会福祉充実計画に関する事項を定めた。
	3月	国の通知に基づいて1000万円未満の物品購入等の契約は3事業者以上に見積書を徴収し随意契約ができるように改正した。
役員等報酬規程	6月	社会福祉法改正により、非常勤役員等改正規程を廃し、理事、監事、評議員の報酬を整理した。※理事会で審議し、評議員会で議決した。
本部管理職員の任用規程	4月	(制定) 園長等の幹部職に適任者がいない場合、定年を超えた者でも理事会の議決を得て任用できる制度を定めた。
まりも園常勤職員給与規程	6月	昇給・昇格の要件に介護職員キャリアアップ段位資格取得も含めた。
	7月	介護統括主任手当(月3000円)を設けた。
まりも園非常勤職員就業規則	6月	昇給の要件に介護職員キャリアアップ段位資格取得も含めた。
くるめ園常勤職員給与規程	7月	介護統括主任手当(月3000円)を設けた。
育児・介護休業等に関する規則	11月	国の改正に基づいた育児休業の延長、介護休業の分割取得、ハラスメントの防止などを改正した。
旅費規程	11月	(制定) 役職印の旅費の支給を内規で行っていたのを改めて旅費規程を制定した。

500万円を超える契約

施設名	件名	契約金額	契約事業者	契約年月日	摘要
カーサ・マリモ	物品購入契約	5,192,802	(株)キングラン	29.11.17	
小金井障害者福祉センター	運送業務委託契約	16,796,160		30.3.31	
清瀬療護園	建物管理業務委託契約	8,184,000	(株)小田急ビルサービス	30.4.31	

2) 本部事業計画執行状況

① 重点目標の実践及び施設運営状況の確認

重点目標の進捗は、経営会議で確認していましたが、施設・事業所の取り組みに差異がありました。その要因の一つは、事業計画の重点目標を目指して利用者支援や施設・事業所運営を行うということを職員に十分に浸透していなかったことにあります。職員の中にある事業計画は支援目標ではなく、行事計画のような感覚が払拭できていないからです。また、本部体制も脆弱で施設・事業所の重点目標の進捗状況に応じて適切な助言等を行うことができなかつたこともあります。

この反省に踏まえて、平成30年度は施設長兼務の事務局長を配置し、直接事重点課題の進捗状況を確認し、園長・所長とともに次の課題に取り組むことにします。

- ・事業計画の課題の理解を深める研修を施設・事業所で実施します。
- ・施設・事業所の主任会議等で計画の実施をPDCAの管理サイクルで重点目標の進捗の管理を徹底します。また、3ヶ月ごとに経営会議で進捗状況の分析を行います。
- ・利用実績を含め、施設・事業所の収支状況も主任会議等で毎月分析し、財政の健全化を進め、経営会議でも毎月施設の報告に基づいて分析と対応策を検討します。

② 職員の資質の向上

基礎研修は、法人の沿革と組織、職員として守るべきこと（コンプライアンス）、事業の根拠法規、法人の課題と事業方針をテーマに3回実施しました。参加者は、清瀬療護園14名、くるめ園4名、まりも園5名、小金井市障害者支援センター4名です。効果測定を行うことが研修の効果を高めるために不可欠ですが、出来ていませんでした。フォローアップ研修を含めた効果測定が今後の課題です。

中堅研修は、1回しか実施できませんでした。テーマは介護報酬の最新の動向で、今後の施設・事業所の運営に不可欠なテーマでしたが、2月下旬の実施で清瀬療護園10名、まりも園と小金井市障害者支援センター各1名の参加でした。

管理・監督職研修は、テーマは社会福祉法改正とコンプライアンスで、課長以上を対象に行いました。参加者は7名でした。

キャリアアップ研修は、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員の資格取得支援の講座を実施しました。受講者は、社会福祉士5名、介護福祉士9名、介護支援専門員3名で、合格者は社会福祉士3名、介護福祉士9名でした。

自己研鑽研修は、社会福祉士等の受験資格取得等の受講で、自らの知識やスキルの向上を目指す研修等の参加はありませんでした。

③ 法人運営の透明化

社会福祉法の趣旨に沿って関係者に限定するのではなく、地域の人々に積極的に情報公開を進めるため、ホームページを改善しました。課題は情報開示を増やすことで、

今後も施設運営の透明化に取り組みます。

機関誌は 1 回しか発行できませんでした。今後定期的に発行する体制の確立が課題です。

事務局通信は、経営会議、施設長会議で確認されたことが施設・事業所の職員に周知されていない実態への対応として発行してきましたが、会議の決定事項の職員への周知はかなり進み、課題のあるときのみ発行となってしまいました。法人の課題だけでは不定期になりますので、施設・事業所の活動情報の提供に比重を移し、職員の情報の共有のため定期刊行することが課題です。

④ IT化

法人の共通情報の職員への共有化には、担当者の選定と費用の問題が有り、取り組めず平成 30 年度に課題を持ち越しました。

3) 経理の統一化

税理士事務所に依頼し、外部会計監査を行いました。内容は、「勘定科目の統一性がない。記帳が不適切で、煩雑である。様式の統一や作業の仕組み見直す必要がある。」というもので、経理規程の内容の理解が事業所に徹底していないので、法人本部が理解を深めることも指摘されました。この指摘に基づき本部で各施設の経理事務の点検を行い、現在改善中です。平成 30 年度に同一事務所による点検を予定しています。